

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.106

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp>《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

SNS をきっかけとした消費者トラブル

独立行政法人国民生活センター 2021.11.4 「発表情報」

事例1 「定型文を送信するだけで月に100万円から200万円稼げる」というSNSの広告を見て副業サイトにアクセスし情報商材を購入した。するとサポートプランを勧誘され、合計15万円を銀行口座に振り込んだ。
(20歳代 男性)

事例2 SNSで知り合った相手とやり取りをしていたところ、「別のサイトでやり取りをしよう」と言われて出会い系サイトに誘引された。するとサイトから「専用のチャット内に入る必要がある」と言われて費用を請求された。その後も「やり取りをするにはお金が必要」と言われて、合計約16万円を支払った。
(20歳代 女性)

事例3 スマートフォンでSNS広告を見て1回のみと思い除毛クリームを注文したが、定期購入の契約になっていた。
(10歳代 男性)

トラブル防止のポイント

- ・SNS上の広告はしっかり内容を確認しましょう。
- ・SNS上で知り合った相手が本当に信用できる人か慎重に判断しましょう。
- ・身分証明書の送付や個人情報の書き込みを安易にしないこと。
- ・中学生や高校生のトラブルも発生しています。ペアレンタルコントロールやフィルタリング機能の活用をしましょう。

2022年4月から『18歳で大人』に！

未成年者は、原則として、契約をするにあたって親権者等の同意を得なければなりません。同意を得ずになされた未成年者による契約は取り消すことができます。他方、大人になると一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません。成年年齢引き下げにより、20歳代に多いトラブルが18歳、19歳でも増えることが懸念されますので、注意をしてください。



困ったことや不審に思ったときは連絡してください。

北海道立消費生活センター 相談専用電話
警察相談専用電話 #9110

050-7505-0999



一方的に送り付けられた商品の代金は支払い不要！

独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報」第409号

事例1 母親に、何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。最近電話を取らなくなったが、昨日その事業者からのカニの不在通知が入っていた。受け取り拒否をしてよいか。
(当事者 80歳代 女性)

事例2 実家に行ったところ、母親宛に注文をしていない健康食品が届いており、定期購入と書いてある紙と払込用紙が同封されていた。どうしたらよいか。
(当事者 90歳代 女性)

ひとこと助言

- ・特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。
- ・一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。
- ・贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。
- ・お金を支払ってしまっても取り戻せる場合があります。



新型コロナを口実に ATM へ誘導する「還付金詐欺」！

独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報」第408号

事例1 「3万円の還付金がある」と市役所を名乗る電話があり、口座のある銀行名を聞かれ答えた。その後、その銀行を名乗り「新型コロナの影響で65歳以上は銀行に入れないのでショッピングセンターのATMに行くように」と電話があった。不審だ。
(60歳代 女性)

ひとこと助言

- ・役所などの公的機関や金融機関の職員が還付金手続きのためにATMの操作をするよう連絡することは絶対にありません。
- ・「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- ・新型コロナを口実にしてATMへ誘導する手口もみられます。心当たりがあっても、指示された番号に電話はかけず、役所の担当部署に確認してください。



北海道警察本部から「特殊詐欺警報」の延長が発令されました(11/25)

11月に入り、北海道全域において、還付金詐欺の被害が多発している現状から、11月12日～25日までの間「**特殊詐欺警報**」を発令していましたが、警報期間中も還付金詐欺の被害が止まらないことから、12月9日まで「**特殊詐欺警報**」を延長します。

○警報延長の概要

- ・延長期間 11月26日から12月9日まで（2週間）
（1回目発令期間 11月12日から11月25日まで）
- ・発令区域 北海道全域
- ・主な手口 市役所や金融機関の職員を装った犯人が、被害者の自宅に電話をかけ、
「**介護保険料の還付金があります。**」
「**ATMを操作して還付金を受け取れます。**」
「**ATMコーナーに着いたら金融機関に連絡ください。**」
などと申し向けて、被害者をATMコーナーに誘導し、携帯電話で指示されるとおりにATMを操作させて、被害者の口座から犯人側の口座に口座間送金で現金をだまし取る手口です。

○被害の現状

昨年、還付金詐欺被害は1件も認知していませんでしたが、本年に入り多発し、本年10月末までの道内における還付金詐欺被害は、

認知件数 28件 被害額 約2,800万円

で、本年発生の特種詐欺被害で、最多件数の手口となっています。

11月1日から11日までの間では、

認知件数 10件 被害額 約657万円

を認知したことから、特殊詐欺警報を発令しましたが、警報発令期間中も

認知件数 5件 被害額 約267万円

を認知しています。

○被害防止

- ・「ATMでお金が戻る」はサギ!!
ATMで、お金を振り込んでもらう手続きはできません。入金手続きのためATMに行くと電話を受けた場合は、すぐに電話を切り、警察に通報してください。
- ・「通話しながらATMを操作」もサギ!!
還付金詐欺の被害者は、犯人と連絡しながらATM操作させられていますので、通話しながらATMを操作している方を発見した場合は、声掛けと警察への通報をお願いします。
- ・留守番電話設定と迷惑電話防止機能付き電話機活用
犯人はだましのプロです。電話に出てしまえばだまされてしまいます。自宅の固定電話を**在宅中も留守番電話設定**にしたり、**迷惑電話防止機能付き電話機**に交換して、犯人からの電話に出ないようにすることで、多くの被害を防ぐことができます。

北海道警察本部 生活安全企画課特殊詐欺抑止対策係
011-251-0110（内線3028）

こんな電話を受けたら、すぐに警察に通報を！

**「ATMで
お金が戻る」
はサギ！！**



特殊詐欺警報
道内で還付金詐欺被害が多発！

見かけた方は声掛けを！
あなたの声掛けが被害を防ぎます！

**「通話しながら
ATMを操作」
もサギ！！**



北 海 道 警 察